

# 規制シート

(別紙1)

070194901080001

平成27年1月5日

規制の名称	都道府県公安委員会による古物営業の許可制	所管府省	警察庁
根拠法令等	古物営業法(昭和24年法律第108号)、古物営業法施行令(平成7年政令第326号)、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	生活安全局生活安全企画課長 小田部 耕治
規制目的	盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資すること。		
規制内容の概要	古物営業を営もうとする者は、営業所(営業所のない者にあつては、住所又は居所)が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会の許可が必要。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	古物営業の許可単位を営業所単位から都道府県単位へ変更(平成7年法改正)	関連する政策評価結果	—

<p>規制を維持、改革 又は新設する理 由</p>	<p>提案者の主旨は申請から許可が下りるまで1ヶ月半以上かかるケースがあるとして古物許可申請の迅速な処理を求めているところ、警察庁においては、古物商に係る許可申請について、補正等の必要がなく、申請の様態が通常であり、かつ、処理体制も通常であることを前提とした上で、申請が事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに必要となる期間（標準処理期間）として、40日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定めることとしていますが、審査においては、管理者等の欠格事由の調査（市区町村や検察庁に対する照会を要する。）や欠格事由に係って行われる居住地確認等を要するものであり、個々の申請の内容や照会先の処理状況によっては処理に要する日数が変動することがあります。</p> <p>このため、警察庁では、標準処理期間内において円滑に手続が終了するよう、各都道府県警察に対し、申請を行おうとする方からの事前相談が寄せられた際には、手続の流れや必要となる添付書類（以下「手続の流れ等」という。）について教示するよう指導しているところであります。今後も、都道府県警察のウェブサイト等において、申請書類の記載要領や添付書類についてのサンプル等（以下「申請書類の記載要領等」という。）の公開や事業者団体を通じた申請書類の記載要領等の共有等を通じ、申請を行おうとする方があらかじめ手続の流れ等を容易に理解できるようにするとともに、事前相談が寄せられた場合には申請書類の記載要領等を基に丁寧に教示することで、標準処理期間を踏まえた手続の一層の円滑化が図られるよう指導してまいります。</p> <p>なお、万引きを始めとする窃盗犯の平成25年の認知件数は981,233件であり、刑法犯認知件数全体の約75%を窃盗犯が占めているという状況において、窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする古物商等の許可制度については、以下の理由から、引き続き現行制度を維持する必要があります。</p> <p>古物営業法（以下「法」という。）では古物商等に対し取引相手の確認義務等を課していますが、それらが確実に履行されるか否かは、営業所ごとに選任される管理者の果たす役割が極めて大きいところであり（管理者の責務等については、法第13条参照。）、法の目的を達成するためには、管理者が適切に選任されているか（欠格事由に該当していないか、現実的に管理が可能かなど）、管理者の下で当該営業所の古物営業が適切に営まれているかなどの営業所単位でのきめ細やかで実効性のある調査、指導等が必要であります。</p> <p>そのため、各都道府県内の治安の維持について責任を有し、その地域の実情や具体的な営業実態、管理状況等を把握できる都道府県公安委員会が、上記調査・指導等を行うことが最も適当であります。</p> <p>ここで、一の都道府県公安委員会の許可をもって、他の都道府県において古物営業を行う際には届出で足りるとしますと、届出により古物営業を行っている都道府県において古物商等が法に違反した場合等は、それが許可の取消しに当たる事案であるときは、当該許可を与えている都道府県公安委員会が許可の取消しを行うこととなりますが、その場合当該都道府県公安委員会は他の都道府県において届出により行われている古物営業の実態、管理状況等を直接把握できないため、迅速な許可の取消しを行うことができず、その間の是正措置が困難となるため、窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資するという法の目的を十分に達せられないこととなります。また、上記制度の下では、一の許可の下で複数の都道府県にわたる全ての営業所が古物営業を行うこととなるため、一の営業所が許可の取消しに当たる法令違反（特定の都道府県においてのみ制定されている条例への違反を含む。）等を犯したことにより、当該許可が取り消された場合は、他の都道府県の営業所でも古物営業を行うことができなくなり、古物商等に対して不利益をもたらすこととなります。</p> <p>加えて、上記の制度を実施した場合、当該都道府県の治安の維持について責任を有する当該都道府県公安委員会の判断を待たず、古物商等が古物営業を開始できることとなり、同一の法人であっても、営業所が異なれば、原則として管理者についても異なる以上、一の都道府県公安委員会における許可の判断をもって他の都道府県公安委員会に対しては届出で足りるとすることは適当ではなく、他の都道府県公安委員会においても別途許可の判断を要するとするのが適当であります。したがって、法上、古物商等の許可については都道府県公安委員会の裁量は制限されており、申請内容及び申請日が同一であれば都道府県公安委員会ごとの判断の差異は原則として生じず、事業者に対する公平性は確保されていますが、管理者は営業所ごとに選任されるため、一の都道府県公安委員会において古物商等の許可を受けている法人等であっても、他の都道府県公安委員会に許可の申請を行った場合に拒否されることもあり得るところです。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>規制の維持</p>
<p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p>	<p>—</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>—</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>